金融商品を見るときに知っておきたい金利表示

正確な収益性を把握するためには、金利の表示方法や利息の計算方法を正しく理解することが大切です。

金利の表示方法

年利表示がキホン

金利は利息を算出する基本となるもので、ふつう年利で表示されます。年利とは、元本に対する1年間の利息の割合を示したもので、%で表します。100万円を1年間預けて2万円の利息がついたとしたら、年利は2%（2万円÷100万円÷1年間×100）ということになります。

年利（%）＝利息÷元本÷期間（年）×100

なお、年利の他に月利、日歩という表示方法がありますが、現在ではほとんど使われることはありません。

現在、金融商品の金利は、預金やローンも、基本的にすべて年利で表示されています。例えば、定期預金には1か月もの、3か月もの、6か月ものといったように預け入れ期間が1年未満のものがありますが、その場合も金利は年利で表示されます。

利息の計算方法

利息＝元本×年利×預け入れ期間

年利の場合の利息の計算は、元本×年利×預け入れ期間となります。預け入れ期間については、年単位の場合は年数になりますが、月単位の場合は［預け入れ月数／12か月］、日単位の場合は［預け入れ日数／365日］となります。

■ 100万円を年利3%で預けた場合の利息

預け入れ期間		利息
120日		9,863円 100万円×3%×（120日/365日）
6か月		15,000円 100万円×3%×（6か月/12か月）*
1年		30,000円 100万円×3%×1年
2年		60,000円 100万円×3%×2年
3年		90,000円 100万円×3%×3年

＊1年を365日とする日数計算の場合、利息額は異なります。
※ 利息にかかる税金は考慮していません。

単利と複利

利息を元本に組入れるのが複利

利息の計算方式には、単利と複利があります。単利は、預金の場合、預け入れ期間中の元本についてのみ利息をつける方式です。これに対して複利というのは、預け入れ期間の途中で、それまでについた利息を元本に加え、その金額をもとに利息を計算する方法です。半年複利なら、半年ごとに利息が元本に加えられて計算されていきます。

例えば、100万円を年利3%で5年間預けたとします。単利の場合、5年後の受取り利息は15万円（100万円×3%×5年）となりますが、1年ごとの複利の場合には、5年後の受取り利息は合計15万9,273円となり、単利の場合よりも9,273円多くなります。

■ 100万円を1年複利で預けた場合の利息

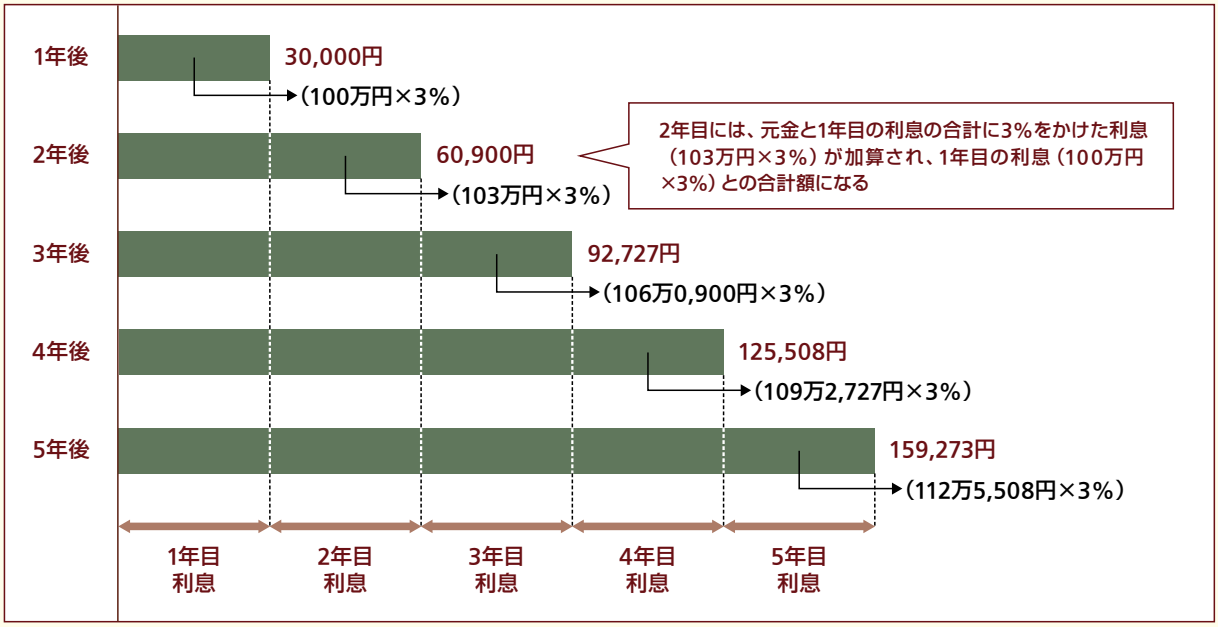

※利息にかかる税金は考慮していません。

利回りとは

実際についた利息の元本に対する割合が利回り

単利と複利では、同じ金利でも受取る利息が異なります。そこで使われるのが利回りという考え方です。利回りは、実際についた利息の元本に対する割合のことです。上の例の元本100万円、預け入れ期間5年、年利3%、1年複利の場合、年利回りは（159,273円÷1,000,000円÷5年）≒年3.185%となります。ちなみに単利の場合は、（150,000円÷1,000,000円÷5年）＝年3%で年利も年利回りも同じです。

利回りを見ることで、実際にはどれくらいの利息が得られるのか、どちらが有利なのかなどが簡単にわかります。

利息にかかる税金

預金の利息には20.315%の税金がかかる

預金の利息には、従来より、一律20%（国税が15%、住民税が5%）の税金がかかっていますが、2013年1月1日～2037年12月31日に受取る利息には、復興特別所得税が上乗せされ、合計20.315%の税金がかかります。

例えば、1,000円の利息では、203円（1,000円×20.315%）が税金となりますので、実際に受取る金額は、797円になります。

預金保険制度で守られる範囲

預金保険制度とは、金融機関が万一破綻したときに、預金保険機構が預金者の預金を保護して、信用秩序を維持する制度です。保険料は金融機関が支払っています。

預金保険制度の保護範囲

元本1,000万円までとその利息などが保護される

銀行が破綻したときは、「決済用預金」（当座預金や利息のつかない普通預金など）は全額保護されます。それ以外の預金保険制度の対象預金などについては、預金者1人あたり、元本1,000万円までとその利息などが保護されます。

決済用預金以外の対象預金には、利息のつく普通預金や定期預金などの預金が含まれます。

■ 預金保険制度の保護の範囲

詳しくは預金保険機構のホームページをご覧ください。 http://www.dic.go.jp/

	預金などの分類		保護の範囲
預金保険の対象預金など	決済用預金	当座預金・利息のつかない普通預金など	全額保護
	一般預金など	利息のつく普通預金・定期預金・定期積金・元本補てん契約のある金銭信託（ビッグなどの貸付信託を含みます）・金融債（保護預り専用商品に限ります）など	合算して元本1,000万円までと破綻日までの利息などを保護(注) 1,000万円を超える部分は、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます。 （一部カットされる場合があります。）
預金保険の対象外預金など	外貨預金、譲渡性預金、金融債（募集債および保護預り契約が終了したもの）など		保護対象外 破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます。 （一部カットされる場合があります。）

（注）金融機関が合併を行ったり、営業（事業）のすべてを譲り受けた場合には、その後1年間に限り、保護される預金など金額の範囲は、全額保護される預金を除き「預金者1人あたり1,000万円×合併などに関わった金融機関の数」による金額になります（例えば、2行合併の場合は、2,000万円）。

決済用預金

全額保護される

「決済用預金」とは、「決済サービス（自動支払いなど）を提供できる」「預金者の要求にしたがい、いつでも払戻しができる」「利息がつかない」の3つの条件を満たす預金のことで、全額保護されます。

利息のつかない普通預金や当座預金は決済用預金に該当します。

元本1,000万円を超える部分などの取扱

破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われる

決済用預金以外の対象預金などで元本1,000万円を超える部分や対象外預金などについては、破綻した金融機関の財産の状況に応じて支払われます。なお、対象預金などで元本1,000万円を超える部分および外貨預金については、預金者の利便性を確保するため、預金保険機構が一定の割合で買い取って預金者に支払う「概算払い」という制度があります。

概算払いの後、破綻した金融機関の清算が終了した時点で、まだ財産が残っていれば、追加の支払い（精算払い）を受けることができます。

同一人名義の預金を名寄せ

一つの銀行に複数の口座を持っている場合は、預金を合算

一人の預金者が、破綻した銀行に複数の預金口座を持っている場合、それらの預金は合算されます。これを「名寄せ」といいます。名寄せされた預金について、決済用預金以外の預金などのうち元本1,000万円までとその利息などが保護されます。

名寄せは、破綻した銀行が把握している預金者データによって行われるため、預金口座が旧住所、旧姓のままだと、本人確認ができず、スムーズに払戻しがされないことがあります。住所などの変更があったら、すみやかに変更手続きをするようにしましょう。

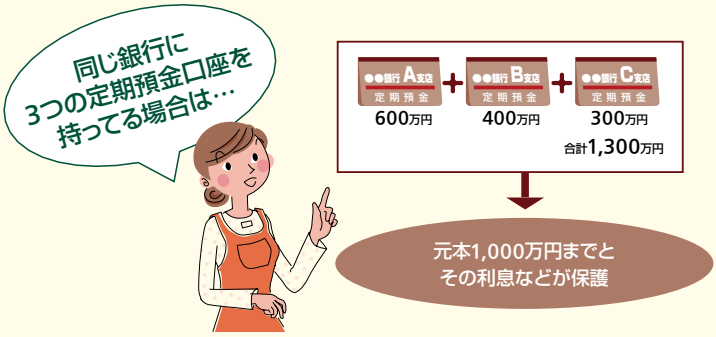

銀行が合併した場合の預金金額

合併など後1年間は、保護される金額が増額される

預金口座を持っている銀行が合併（事業の全部を譲渡した場合を含みます）した場合には、合併などの後1年間に限って、保護される預金の範囲は、預金者1人あたり「元本1,000万円×合併などにかかわった金融機関の数」の金額と、その利息などになります。例えば2つの銀行が合併した場合には、「元本2,000万円＋その利息など」が、保護されます。この措置は、「金融機関の組織再編成の促進に関する特別措置法」という法律に基づく、当分の間の特例措置とされています。

なお、合併など後1年経過後は、保護の範囲は元本1,000万円までとその利息などとなります。

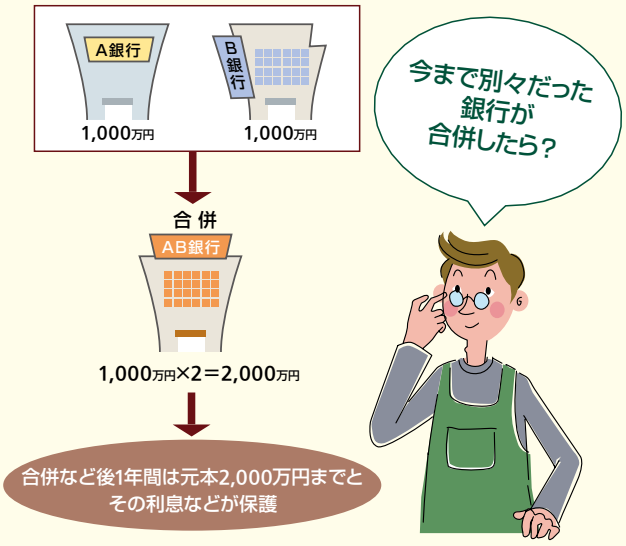

家族の預金

別々に名寄せされる

夫婦でも、親子でも、それぞれの名義の預金口座を持っている場合は、別々の預金者として扱われるので、別々に名寄せされます。

ただし、家族の名義を借りたにすぎない預金などは、預金保険の対象とはなりませんので、注意が必要です。また、個人事業主の場合は、事業用の預金と事業主個人名義の預金は、同一人の預金などとして合算されます。

預金と借入れの相殺

預金者から相殺を申し出ることが条件

住宅ローンなどを借りている銀行が破綻した場合は、ローンと預金を相殺することもできます。ただし、預金者から相殺することを申し出ることが必要です。

※住宅ローンで相殺の対象となるのは、破綻金融機関自らが貸し出している住宅ローンのみであり、住宅金融支援機構、生命保険会社などが貸し出している住宅ローンは相殺対象にはなりません。相殺について詳しくは、お取引のある銀行にご確認ください。

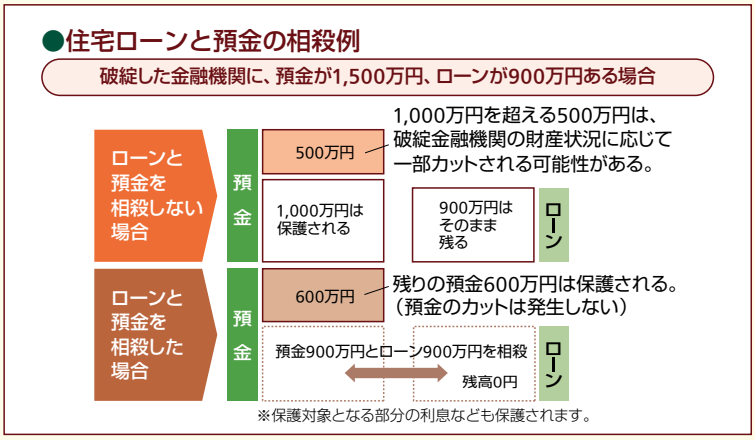

長期分散投資を活かそう

今までみてきたように、私達の資産を効果的に殖やしていくためには、様々な金融商品があります。しかし、値動きのある投資商品について、リターンを得られるのはいいが、リスクが怖いと思う人も多いでしょう。そんなときに、投資をしつつもリスクを軽減できる方法があります。その最も有効な方法として、長期分散投資のポイントをおさえておきましょう。

リスクを軽減するために

長期分散投資の意味とリスク軽減効果

一つの資産に集中投資するよりも、複数の資産に分散投資する方が、リスク（リターンの振れ幅）を抑えることができます。各資産のリスク・リターンの特性を考慮した配分（アセット・アロケーション「資産配分」といいます）を行うことや、運用期間を長くしたり、タイミングをずらす方法で、よりリスクを抑えてリターンを安定させることが可能といえます。以下、大きく3つのポイントを整理しておきましょう。

1 投資対象を分散することでリスクを軽減

まず投資対象を一か所ではなく広く分散することを考えましょう。株式と債券は全く異なる資産として、一般的に値動きも異なります。基本的な分散先としては、国内の株式と債券、外国の債券と株式の4つがあげられ、一般的に以下のような特徴があります。

- **●国内債券　値動き：小さい　為替の影響：なし**
- **●国内株式　値動き：大きい　為替の影響：なし**
- **●外国債券　値動き：小さい　為替の影響：あり**
- **●外国株式　値動き：大きい　為替の影響：あり**

国内債券、国内株式、海外債券、海外株式のそれぞれの値動きの大きさは異なりますが、運用成果を評価する際に、比較対象となる基準指標として、市場の動きを代表する指数「ベンチマーク」の推移をみると、次のようになっています。

■ ベンチマーク収益率の推移（年度初来累計）

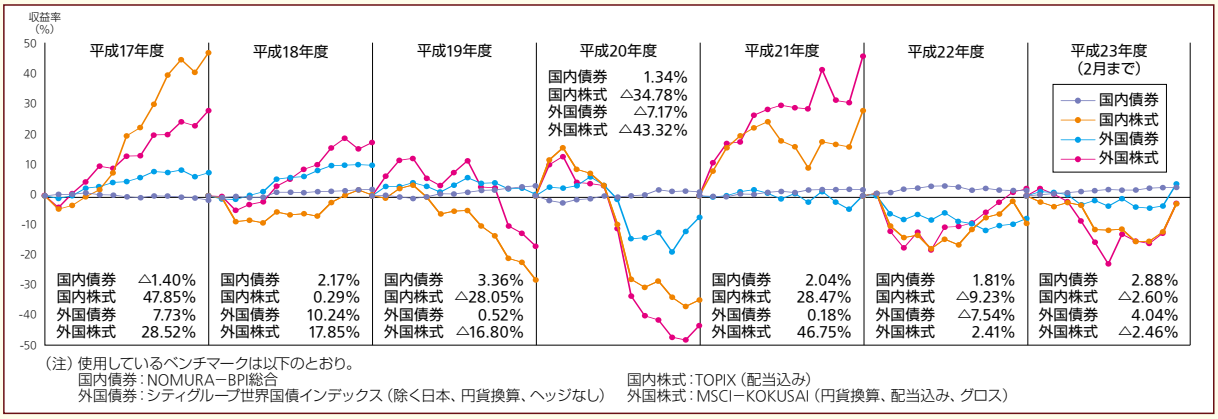

（注）使用しているベンチマークは以下のとおり。
国内債券：NOMURA−BPI総合
外国債券：シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）
国内株式：TOPIX（配当込み）
外国株式：MSCI−KOKUSAI（円貨換算、配当込み、グロス）

（厚生労働省資料より）

これを見ると、リターンの大きいものほどリスクが大きいことがわかります。投資対象をどれかに絞り込むと、その影響をフルに受けますが、動きの異なる投資対象、例えば、4種類を1/4ずつ分けて投資することは、それぞれの値動きをならすことができ、リスクを低減させるのに、効果的な手法といえます。

なお、これらの分散投資を実現するためには、私達自身が、複数の金融商品を組合わせる方法のほか、投資信託を活用する方法もあります。投資信託は一つの商品で、様々な種類の資産に分けて運用され、こうした分散投資を手軽にできる金融商品といえます。

❷ 投資期間を長期にすることでもリスク軽減

また運用期間も短いよりも長いほうが、リスク軽減効果が出てきます。例えば、株式など、短期では、収益の振れ幅が大きい投資対象でも、運用期間が長くなればなるほど、平均的な収益率に収束していく傾向があり、安定的に収益をあげることが可能といえます。

■ 長期運用の場合の国内株式と国内債券の収益率（年率）のイメージ

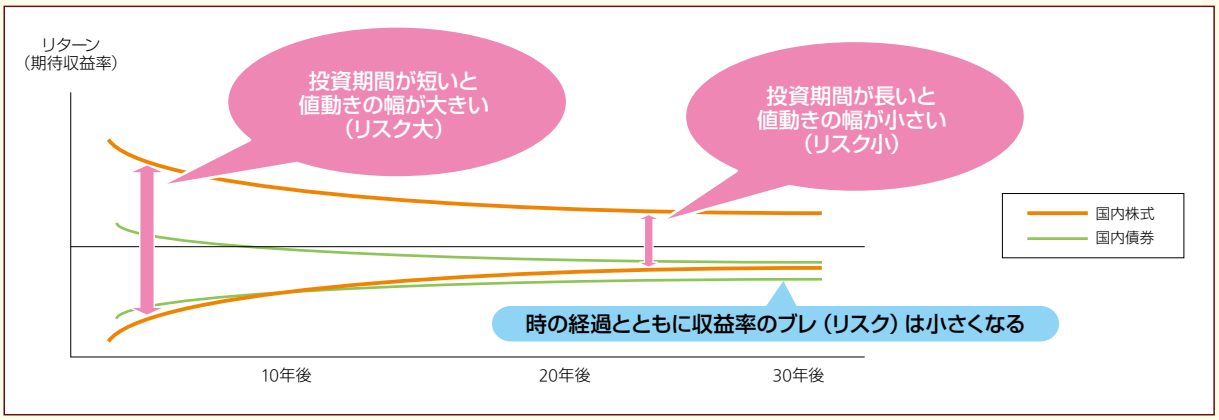

運用期間を長く持てることは、このように収益の安定化に寄与しますが、他にも、運用にはコストがかかるので、その1年あたりのコストを長期運用によって引き下げる効果も出てくるといえるでしょう。更に、複利の効果（P34参照）も運用期間が長くなればなるほど大きくなってきます。

資産運用におけるマーケットは日々動いているので、投資には、値動きがつきものです。運用期間が1年程度の短期しかとれないときは、たまたま価格が下がったときに換金せざるを得ないなど、投資の成果を享受できるチャンスを失うこともあります。しかし、3年、5年、そして10年、それ以上と長く運用し続ける余裕があれば、価格も回復するチャンスが出て、コストパフォーマンスも安定して、投資の効果が得られやすくなるといえるでしょう。

③ 買うタイミングを分散する時間分散でリスク軽減

投資する際は、「安いときに買って高いときに売りたい」と思うことも多いでしょう。しかし、そのピークや底は判断しにくいものです。一度にまとまったお金を投資してしまうと、その後、値動きがあって価格が下がった際に大きく元本割れする可能性もあります。そのようなリスクの軽減に効果的な方法が、時間をずらして投資し続ける「時間分散」です。

外貨預金や投資信託など価格変動のある商品を毎月一定額ずつ定期的に購入すると、価格が高いときには少しだけ購入し、価格が安いときには多く購入することができるので、平均購入価格を押し下げる効果があります（表参照）。これを「ドル・コスト平均法」といい、価格に関係なく毎月1口ずつ購入するよりも、平均購入価格が下がり、価格が上がったときのリターンを得るチャンスが増えるといえます。価格が変動する投資商品でも、自動積立などで、毎月一定額ずつ購入するこの方法は、リスクを抑えることができる手頃な方法です。

■ ドル・コスト平均法（毎月1万円ずつ投資信託を購入する場合）

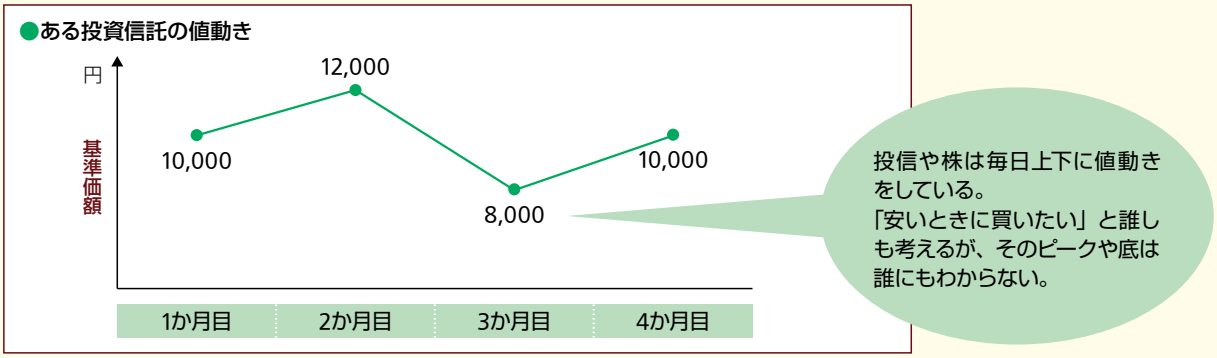

■ 毎月1万円ずつ購入（ドル・コスト平均法）した場合

毎月同じ金額

	1か月目	2か月目	3か月目	4か月目	合計
購入金額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	40,000円
購入口数	10,000口	8,333口	12,500口	10,000口	40,833口

購入口数=10,000円（購入金額）／その月の基準価額

安いときにたくさん買えた！

平均購入単価 **9,796円**

■ 毎月1万口ずつ購入（定量投資）した場合

毎月同じ金額

	1か月目	2か月目	3か月目	4か月目	合計
購入金額	10,000円	12,000円	8,000円	10,000円	40,000円
購入口数	10,000口	10,000口	10,000口	10,000口	40,000口

安いときは購入金額が少ないが…

平均購入単価 **10,000円**

このように長期分散投資の3つの手法は、いつの時代でも活用できるリスク軽減収益安定の鍵です。どのような資産であっても、毎年常にリターンが高いことはありません。投資対象の分散、投資期間の長期化、そして時間分散の3つを上手に取り入れられれば、投資に対するリスクの怖さが和らいで、賢く金融商品とつき合っていけるのではないでしょうか。

長期分散投資の必要性

長期分散投資はどういうときに必要？

そもそも長期分散投資はどういうときに必要なのでしょうか？それは、数年後に使う目的や金額が決まっているお金や、引出ししやすい生活費や緊急時の予備費ではなく、しばらく使う予定がない余裕資金の運用に適しています。

長い目で温めていきたい！という余裕資金なら、短期的な値動きに一喜一憂することなく、投資を盛り込むことができるでしょう。また、長期的な視点で分散投資をし、リスクを軽減させて収益を安定させていけたら、より人生を前向きに楽しむこともできるのではないでしょうか？

これから先、投資商品とつき合っていくのに、経済の影響はもちろん、日本の人口減少や少子高齢化社会の影響を私達は少なからず受けていくでしょう。老後に向けた資産形成なども、より重要性が増すといえます。そうした中、「長期の運用、資産の分散、時間の分散」という長期分散投資を取り入れていくことは、安定かつ豊かな生活設計に役立つといえます。

インフレでの投資効果とは

インフレ・デフレと投資の効果

インフレ（インフレーション：inflation）は、モノの値段が上昇し、お金の価値が下がり続けることを指し、デフレ（デフレーション：deflation）はその逆で、モノの値段が下がり続け、お金の価値が上昇する経済現象を指します。

日本の家計が保有する金融資産は、その過半が預貯金や現金で、他の先進諸国と比べて株式などの投資に向けられる割合が少なく、インフレへの備えが弱いといわれています。そこで、インフレ時も資産価値を下げないための手段として、投資の視点は非常に重要になってきています。

一般的にインフレには、現金や預貯金よりも株式・外貨・不動産のほうが強いといわれています。株式は長期的なインフレに対して資産を目減りさせない効果を、外貨は円安によるインフレに対して、そして不動産などの実物資産は急激なインフレに強い特徴をもっています。

一方、デフレでは、現金や預貯金、債券（国や会社などへの借用証書）が強いといわれています。ただし、インフレ・デフレは実際に株価などに対して影響を与える一つの要素に過ぎず、他の影響も考慮することが大切です。

投資のはじめ方

投資は一人ひとりのスタイルによって無理なくスタートを

投資は、長期間のつき合いになるので、一人ひとりのライフプランや生活スタイルなどによって、適切な商品や金額、タイミングなどが変わってきます。ニュースの為替や株価など、普段からウォッチしやすい投資対象で、毎月少額ずつ積み立て投資をする方法もあります。

投資をはじめるときは、まずは、換金する予定のない余裕資金で、無理のないペースで少額ずつスタートしていくことをお勧めします。

ちょっと一口つまみ食い　COLUMN

NISA（少額投資非課税制度）の活用ポイント

NISA（ニーサ）とは、2014年1月からスタートした「少額投資非課税制度」の愛称です。当時、英国で成人人口の約5割まで普及していた、「ISA（Individual Saving Account、個人貯蓄口座）」を参考に、日本でも個人の資産形成や長期投資の普及を目指して導入され、「日本版ISA」から「NISA」（ちなみにNはNIPPONの頭文字）となりました。

NISAは、金融機関に開設したNISA口座で株式投資信託や上場株式、ETF、REIT等に投資すると、売却益や配当金等にかかる税金20.315%（復興特別所得税を含む）が非課税となる制度です（なお、日本に住む18歳以上（1月1日現在）が口座開設の対象となります）。

2024年からは新しい制度となり、制度自体が恒久化されたほか、非課税で保有できる期間が無期限化されたため、時限を気にすることなく生涯使える安定的な制度となりました。新NISAでは、①長期の積立・分散投資に適した一定の株式投資信託が対象で、年間120万円まで投資可能な「つみたて投資枠」と、②上場株式等への投資にも利用でき、年間240万円まで投資可能な「成長投資枠」の2つの枠が設けられるとともに、この2つの枠が併用できるようになっています。非課税で保有できる限度額も1,800万円（成長投資枠はうち1,200万円まで）となり、2023年までのNISA制度（つみたてNISA：年間40万円×20年＝800万円、一般NISA：年間120万円×5年＝600万円で、両制度は併用不可）と比較して大幅に拡充されています。

なお、2023年までのNISA制度において投資した商品については、旧制度における非課税措置が適用されます（つみたてNISAの場合は、年間40万円までの投資から生じる売却益や配当金等が20年間非課税）。

NISAは、資産運用を行うときにはうれしい制度ですが、次のような点で注意が必要です。

<注意点>

- **NISA口座は、一人一口座しか開設できない。**
- **その年の年間投資枠を使い残した場合でも、その分を翌年の枠に上乗せはできない。**
- **損失が発生した場合でも、特定口座や一般口座で保有する他の株式投資信託や上場株式等の売却益や配当金等との損益通算はできない。**

NISA制度では、少額からの投資もできます。また、「つみたて投資枠」の投資対象商品は、「長期・積立・分散」に適した商品となるよう、「販売手数料が0円（ノーロード）で信託報酬も低い商品」「頻繁に分配金が支払われない商品」など法令上の要件や金融庁が指定した要件が設けられていますので、投資初心者の方は、「つみたて投資枠」の利用から検討されるとよいでしょう。

金融商品と税金

預金の利子などに対する税金は源泉分離課税ですが、商品によっては確定申告が必要なものがあります。

金融商品にかかる税金

源泉分離課税のほか、確定申告が必要な金融商品もある

銀行が扱う主な商品について、利子や収益分配金などには税金がかかります。

受取る際に源泉徴収され、それで課税関係が終了する「源泉分離課税」の商品が多いですが、外貨預金などの為替差益や差損、また個人年金の年金受取りに対しては、雑所得として他の給与所得などと合わせて「総合課税」となり、場合によっては確定申告が必要となります（以下 表参照）。

■ 銀行が扱う主な金融商品と税金

2015年1月現在

金融商品		税金
普通預金　定期預金 債券（国債、地方債、利付金融債など）		利子に対し、20.315%の源泉分離課税（うち5%は住民税）。
金銭信託 定期積み金		収益分配金に対し、20.315%の源泉分離課税（うち5%は住民税）。 給付補てん金に対し、20.315%の源泉分離課税（うち5%は住民税）。
債券（割引金融債、割引国債）		償還差益に対し、18.378%（特定の債券に対しては、16.336%）。払込みの際に源泉徴収。
仕組預金		利子に対し、20.315%の源泉分離課税（うち5%は住民税）。 為替差益に対し、雑所得として総合課税（ただし年収2,000万円以下の給与所得者が、給与所得・退職所得以外の所得が為替差益を含めて20万円以下の場合は申告不要）。 為替差損については、雑所得から控除することができる。
外貨預金		
投資信託	公社債投資信託	収益分配金、解約益・償還差益、買取益に対し、20.315%の源泉分離課税（うち5%は住民税）。 損益通算可能。
	国内株式投資信託	元本払戻金（特別分配金）は非課税。 普通分配金は配当所得として、20.315%の源泉分離課税（うち5%は住民税）。原則申告不要。 解約差益・償還差益に対し、譲渡所得として20.315%の申告分離課税（うち5%は住民税）。※
変額個人年金保険		受取り時：契約者＝年金受取り人の場合、雑所得。契約者≠年金受取り人の場合、贈与税、雑所得。 生命保険料控除（一般）の対象。
定額個人年金保険		受取り時：契約者＝年金受取り人の場合、雑所得。契約者≠年金受取り人の場合、贈与税、雑所得。 所定の条件を満たせば個人年金保険料控除の対象。それ以外は生命保険料控除（一般）の対象。

※国内公募株式投資信託にかかる解約・償還差益の課税については、特定口座（源泉徴収あり）として手続きをすれば、申告の負担が軽減される。

なお、金融商品の税金は、幅広い金融商品から生じる所得を一体として課税する「金融所得課税の一体化」に向けて2016年より改正が推進されます。従来の金融・証券税制の改革に引き続き、上場株式や金融商品間の課税の中立性、簡素でわかりやすい税制、個人の投資リスクの軽減を目指し、課税方式の均衡化と損益通算の範囲拡大が進められます。また、一定の投資については非課税制度としてNISA（P40参照）も導入されています。

また、税率は、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税・住民税と合わせて復興特別所得税（所得税額の2.1%）が追加され、20.315%になっています。

消費者保護

金融商品の中には元本保証のない商品も増えてきており、それらを扱う際、銀行は十分な説明や適切な情報を提供することが義務づけられています。これは同時に、銀行の情報・説明を十分理解したうえで、消費者も自己責任で判断することが重要になってきていることを指します。

重要事項の説明義務

リスクなどの重要事項を説明する義務

銀行などの金融機関（金融商品販売業者）は、元本割れする可能性のある金融商品を販売するときは、どういったリスクがあるのかを事前に説明する義務があります（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律より）。もし、販売業者から重要事項の説明がなかったり、断定的判断の提供がなされたことによって消費者が損害を被った場合は、金融機関に対して損害賠償請求ができます。なお、今後施行予定の金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律では、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべき義務が新たに設けられており、顧客本位の業務運営の確保に向けた法整備が進んでいます。

情報提供の義務

商品・サービス情報の提供

様々な金融商品やサービスに関して、トラブルを未然に防ぎ、適切な選択ができるよう情報提供が義務づけられています（銀行法より）。

情報開示の義務

ディスクロージャー（情報開示）

銀行は、業務や財産の状況に関する情報の開示が義務づけられています（銀行法より）。

■ 説明しなければならない重要事項とは？

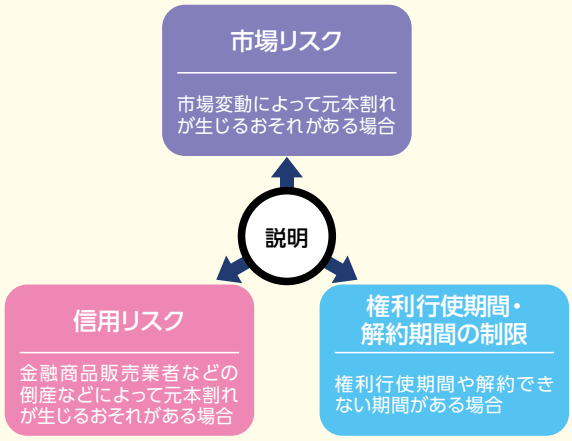

金融商品の販売者が守るべきルール

適正な広告表示

銀行が広告を行う場合には、必ず表示しなければならない項目や、使用してはいけない用語などが定められています（不当景品類及び不当表示防止法・金融商品取引法より）。特に金融商品取引法では、投資家の保護を図るため、金融商品を販売・勧誘する際には、業者に次の守るべきルールを課しています。

- 利益の見込みなどについて著しく事実に相違したり、誤認させるような表示の禁止
- 契約締結前、契約締結時などの書面交付義務
- 虚偽の説明の禁止
- 損失補てんの禁止
- 顧客に不適当と認められる勧誘を行わない（適合性の原則）
- 不招請勧誘、再勧誘の禁止など

様々な情報・説明を理解したうえで、自己責任で契約！